

○国土交通省告示第六百九十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に基づき、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準及び別に定める温度を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件

第一 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準は、室内の可燃物の位置、内装の仕上げその他の事項について、防火上支障がないようにするための措置を講ずることとする。

第二 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する別に定める温度は、同項第二号の規定による国土交通大臣の認定において、第一の措置の内容に応じて認める温度とする。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。